

指定管理者候補者の選定について [静岡県健康福祉交流プラザ]

静岡県健康福祉部健康増進課

1 趣旨

県は、健康寿命の更なる延伸及び分け隔てのない共生社会の形成に寄与することを目的として、令和6年1月、三島市に「静岡県健康福祉交流プラザ」を設置することとしました。

管理運営にあたっては、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、指定管理者制度を導入することとしました。

2 施設の概要

施設 の 名 称	静岡県健康福祉交流プラザ																																						
設 置 目 的	健康寿命の更なる延伸及び分け隔てのない共生社会の形成に寄与すること ①健康づくり及び社会参加の実践に関する指導を行うこと ②健康づくり及び社会参加に関する普及啓発及び相談を行うこと ③プラザを県民の使用に供すること ④①～③の目的を達成するために必要な事業を行うこと																																						
設 置 日	令和6年1月1日																																						
所 在 地	三島市谷田2276番地																																						
規 模 等	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階 敷地面積17,150㎡ 延床面積4,933㎡																																						
施 設 概 要	<主な施設> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>室 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">1 階</td> <td>ホール</td> <td>300席</td> </tr> <tr> <td>講師控室1、2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>バレーボールコート2面分</td> </tr> <tr> <td>更衣室・シャワー室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康筋力づくり研究室</td> <td>研究用トレーニングマシン等設置</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備員室</td> <td>中央制御盤あり</td> </tr> <tr> <td>2 階</td> <td>ホールホワイエ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>駐車場</td> <td>150台収容</td> </tr> <tr> <td>ランニングコース</td> <td>全天候型ウレタン舗装、一周250m</td> </tr> <tr> <td>車庫棟、ガバナー室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			階層	室 名	備 考	1 階	ホール	300席	講師控室1、2		体育館	バレーボールコート2面分	更衣室・シャワー室		健康筋力づくり研究室	研究用トレーニングマシン等設置	トレーニングルーム		会議室		研修室		事務室		救急室		警備員室	中央制御盤あり	2 階	ホールホワイエ		その他	駐車場	150台収容	ランニングコース	全天候型ウレタン舗装、一周250m	車庫棟、ガバナー室	
階層	室 名	備 考																																					
1 階	ホール	300席																																					
	講師控室1、2																																						
	体育館	バレーボールコート2面分																																					
	更衣室・シャワー室																																						
	健康筋力づくり研究室	研究用トレーニングマシン等設置																																					
	トレーニングルーム																																						
	会議室																																						
	研修室																																						
	事務室																																						
	救急室																																						
	警備員室	中央制御盤あり																																					
2 階	ホールホワイエ																																						
その他	駐車場	150台収容																																					
	ランニングコース	全天候型ウレタン舗装、一周250m																																					
	車庫棟、ガバナー室																																						

開館日及び 休館日	(1)開館時間	
	区分	開館時間
	会議室 研修室 体育館 ホール	午前9時から午後9時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時まで）
	ランニング コース	午前9時から午後7時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時まで）
	(2)休館日	
	ア 月曜日	
	イ 12月29日から翌年の1月3日までの日	
	(3)その他	
	ア 知事が感染症対策の実施の用に供するときその他特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。	
	イ 知事が感染症対策の実施の用に供するときその他特に必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。	
	ウ 指定管理者が必要と認めた場合で、あらかじめ知事の承認を受けたときは、開館時間を変更できることとし、また、臨時の開館又は休館を決定できることとする。	

3 指定管理者の募集

募 集 方 法	公募										
申 請 期 間	(募集要項配布) 令和5年7月18日 (現地説明会) 令和5年7月25日 (申請受付) 令和5年7月18日～令和5年8月16日										
事業計画書等の提出	「静岡県健康福祉交流プラザ指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う委託料の提案を事業計画書として提出する。										
指定(評価)の基準	(1) 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (2) 事業計画書の内容が、プラザの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理・運営を安定して行う能力を有しているものであること。 (4) 地域における健康づくり及び社会参加の推進に関する高度な知識及び技術並びに十分な経験を有しているものであること。										
業 務 内 容	(1) 健康づくり及び社会参加の実践に関する指導を行うこと。 (2) 健康づくり及び社会参加に関する普及啓発及び相談を行うこと。 (3) 健康づくり及び社会参加の研修を行うこと。 (4) プラザの維持管理及び県民の使用に供すること。 (5) その他県民の健康づくり及び社会参加に寄与するために必要な事業を行うこと。 (6) 利用料金を徴収すること。										
指 定 期 間	令和6年1月1日～令和10年3月31日(4年3か月間)										
県が支払う委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が毎年度の予算の範囲内において指定管理者に委託料を支払う。 ・ 各年度、次の額を上限とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>令和5年度(3か月間)</td> <td>20,300千円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>79,900千円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>79,600千円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>79,600千円</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>79,900千円</td> </tr> </table>	令和5年度(3か月間)	20,300千円	令和6年度	79,900千円	令和7年度	79,600千円	令和8年度	79,600千円	令和9年度	79,900千円
令和5年度(3か月間)	20,300千円										
令和6年度	79,900千円										
令和7年度	79,600千円										
令和8年度	79,600千円										
令和9年度	79,900千円										
利 用 料 金 制 度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金は条例の定める範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。 ・ 利用料金は、指定管理者の収入とする。 										

4 指定管理者選定委員会

評価等の方法	・有識者等からなる「静岡県健康福祉交流プラザ指定管理者選定委員会」を設置し、評価を行ったうえで、指定管理者の候補者の決定を行う。																								
指定管理者選定委員会委員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浅見 徹哉</td> <td>三島市健康推進部健康づくり課長</td> </tr> <tr> <td>石川 哲史</td> <td>静岡県健康福祉部健康局長</td> </tr> <tr> <td>○尾島 俊之</td> <td>浜松医科大学教授</td> </tr> <tr> <td>落合 徹</td> <td>静岡県文化財団専務理事</td> </tr> <tr> <td>杉山 金吾</td> <td>静岡県障害者スポーツ協会専務理事</td> </tr> <tr> <td>福永 秀樹</td> <td>静岡県スポーツ協会常務理事兼事務局長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○委員長</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	職名	浅見 徹哉	三島市健康推進部健康づくり課長	石川 哲史	静岡県健康福祉部健康局長	○尾島 俊之	浜松医科大学教授	落合 徹	静岡県文化財団専務理事	杉山 金吾	静岡県障害者スポーツ協会専務理事	福永 秀樹	静岡県スポーツ協会常務理事兼事務局長	○委員長									
氏名	職名																								
浅見 徹哉	三島市健康推進部健康づくり課長																								
石川 哲史	静岡県健康福祉部健康局長																								
○尾島 俊之	浜松医科大学教授																								
落合 徹	静岡県文化財団専務理事																								
杉山 金吾	静岡県障害者スポーツ協会専務理事																								
福永 秀樹	静岡県スポーツ協会常務理事兼事務局長																								
○委員長																									
評価項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>団体の能力</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>経営に関する計画</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>組織体制に関する計画</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>サービス向上、利用増進に関する計画</td> <td>25点</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>施設管理に関する計画</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>危機管理体制</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>100点</td> </tr> </tbody> </table>	項目		配点	ア	団体の能力	10点	イ	経営に関する計画	20点	ウ	組織体制に関する計画	20点	エ	サービス向上、利用増進に関する計画	25点	オ	施設管理に関する計画	15点	カ	危機管理体制	10点	合計		100点
項目		配点																							
ア	団体の能力	10点																							
イ	経営に関する計画	20点																							
ウ	組織体制に関する計画	20点																							
エ	サービス向上、利用増進に関する計画	25点																							
オ	施設管理に関する計画	15点																							
カ	危機管理体制	10点																							
合計		100点																							

5 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者候補者

指定管理者候補者	シンコースポーツ・静岡ビル保善グループ
団体の概要	<p>構成団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンコースポーツ(株)：スポーツ施設の管理運営、スポーツ施設に関するコンサルティング業務、スポーツイベント等の企画、設計、管理等を行っている。 ・静岡ビル保善(株)：ビルの総合管理、公共施設の管理運営等を行っている。
提案の概要 (主な提案内容)	<p><活動方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで取り組む健康づくり及び社会参加」をテーマに掲げ、施設の役割遂行、利用促進、平等・公平、効果的な運営、安全・安心、環境配慮、地域連携、公共性の理解を施設管理者の活動方針とする。 <p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食育」「運動・身体活動」「休養・こころ」「たばこ・アルコール・薬物」「歯」の5つの健康づくり活動を支援し、健康づくりに関する情報発信に取り組む。 ・常に平等で公平な施設運営を心掛け、「みんなで利用でき、楽しめるような仕組み」を構築する。 ・安全で安心な施設環境を整える。 ・地域とのパートナーシップを強く持った市町支援を行い、地域産業育成に配慮した運営を行う。 ・費用対効果の高い多彩なプログラムの企画運営と広報を展開し、利用の促進と収入の増大を図る。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングルームの運営や、東京大学教授と共同開発したプログラムの実施等、様々な自主事業を実施する。

県が支払う委託料の 提 示 額	令和5年度（3か月間）	20,299,945 円
	令和6年度	79,895,815 円
	令和7年度	79,599,945 円
	令和8年度	79,599,945 円
	令和9年度	79,899,915 円

(2) 選定経過

申 請 者	団体名	所在地（代表団体）
	シンコースポーツ・静岡ビル保善グループ （代表団体：シンコースポーツ(株)）	東京都中央区
選 定 経 過	令和5年8月24日に指定管理者選定委員会を開催し審査を行った結果、シンコースポーツ・静岡ビル保善グループを指定管理者候補者として選定した。	
評 価 点	項目	シンコースポーツ・静岡ビル保善グループ
	ア	8.0
	イ	14.8
	ウ	14.2
	エ	17.8
	オ	12.4
	カ	7.6
	合計	74.8
委員採点の平均点		
選 定 理 由	申請者による提案説明と質疑応答を経て、審査を行った結果、シンコースポーツ・静岡ビル保善グループが、団体の能力及び施設管理に関する計画に関して高い評価を得て、指定管理者候補者に選定された。	